

県職員の給与等の報告及び勧告に当たって

愛媛県人事委員会委員長談話

(令和8年10月6日)

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行い、併せてその改定について勧告しました。

本年は、県職員の月例給と特別給（ボーナス）のいずれも民間給与を下回っていることが明らかになりました。このため、民間の動向や人材確保の重要性を踏まえて初任給を引き上げるとともに、業務の遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員の基本給（給料表）については昨年を上回る引上げを行い、特別給についても、0.05月分引き上げることとしました。

人事委員会勧告制度は、労働基本権を制約されている県職員の適正な処遇を確保するためのものであり、県職員の給与を人事委員会勧告に基づいて適切に決定することは、県民から支持され得る納得性のある給与水準を確保するものとして定着しており、県職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと確信しています。

県職員の皆さんには、改めて、全体の奉仕者としての責務を自覚し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、誇りと使命感を持って一層職務に精励されることを望みます。

県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と県職員が様々な分野で県民福祉の向上に努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。